

事務連絡  
令和2年10月29日

公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会 }  
公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部 } 御中

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部の施行等について

このことについて、国土交通省より別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法において、その業務に関し他法令に違反した場合には監督処分の対象となること等からも、適切に対応願います。

なお、別添のとおり、当県の消費者関係部局へも周知しておりますので申し添えます。

※同法の所管は、国土交通省であるため、お問合せの際は、四国地方整備局建設部計画・建設産業課（TEL：087-851-8061）へお問合せください。

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

宅地建物指導係

TEL 089-912-2758

FAX 089-941-0326